

「神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則」の一部改正について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）の施行により、建築基準法（以下「法」という。）が一部改正され、法文の条項のずれが生じたこと、第18条第26項（指定確認検査機関による検査済証の交付）が新設されたことに伴い、神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則（以下「規則」という。）における当該引用条項の改正を行う。（規則第13条第1項）

2 改正の内容

規則第13条第1項中、「第18条第18項」を「第18条第22項若しくは第26項」に改める。

3 施行期日

令和6年11月1日（法の施行日）